

コーポレート・ボンド・インカム
(為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型) 愛称: **泰平航路**



第116期決算および分配金のお支払いについて

平素は「コーポレート・ボンド・インカム (為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型)」(以下、当ファンド) をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは第116期決算 (2019年1月7日) において、(為替ノーヘッジ型) の分配金を引き下げることにいたしましたので、分配金引下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

分配実績 (1万口当たり、税引前)

当ファンドは継続的な分配を目指しています。

(為替ヘッジ型) においては、分配金は前期と同額とさせていただきます。

(為替ノーヘッジ型) は、第104期決算 (2018年1月5日) 以降、毎月70円 (1万口当たり、税引前) の分配を継続してきました。基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、当期の分配金を50円に引き下げることにいたしました。

決算		—	2018/11/5	2018/12/5	2019/1/7	設定来累計 (2019年1月7日まで)
		第1~113期	第114期	第115期	第116期	
(為替ヘッジ型)	分配金 (対前期末基準価額比率)	4,485円 (44.9%)	15円 (0.2%)	15円 (0.2%)	15円 (0.2%)	4,530円 (45.3%)
	騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	21.8%	-0.6%	0.9%	0.7%	22.9%
(為替ノーヘッジ型)	分配金 (対前期末基準価額比率)	6,810円 (68.1%)	70円 (0.9%)	70円 (0.9%)	50円 (0.6%)	7,000円 (70.0%)
	騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	57.8%	-1.2%	0.7%	-2.7%	52.7%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金 (税引前) の前期末基準価額 (分配金お支払い後) に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~113期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計 (税引前) の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益 (評価損益を含みます。) 等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

Q1 (為替ノーヘッジ型) は、なぜ分配金を引き下げたのですか。

A1 基準価額が下落傾向で推移したこと等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

- (為替ノーヘッジ型) は継続的な分配を目指しており、第104期決算(2018年1月5日)以降、毎月70円(1万口当たり、税引前)の分配を続けてきた一方で、基準価額は軟調に推移しています。
- 上記の基準価額の推移や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。
- 基準価額の下落要因は下記Q2に示す通り、保有債券の価格の下落(利回り上昇)や、分配金の支払いによるものです。

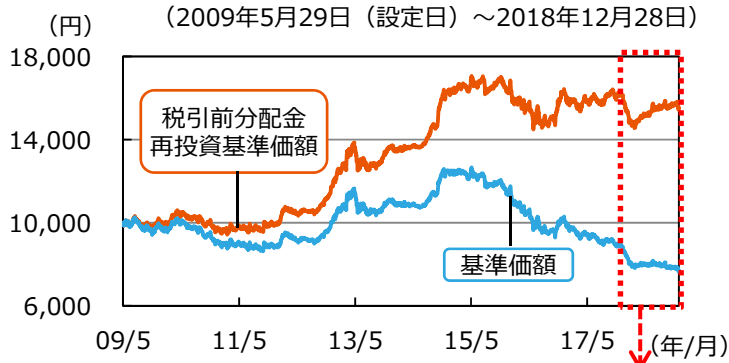
(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<(為替ノーヘッジ型)の基準価額の推移>

(2009年5月29日(設定日)～2018年12月28日)



	基準価額
2017年12月29日	8,914円
2018年12月28日	7,729円
変動額	-1,185円

(ご参考) 円/米ドルの騰落率: -1.9%

(2017年12月29日～2018年12月28日)

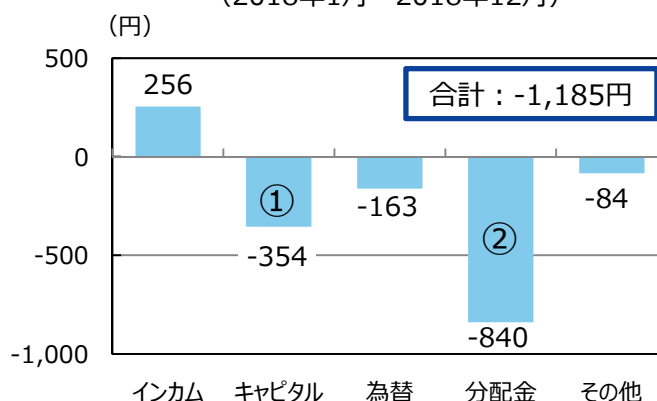
Q2 (為替ノーヘッジ型) の基準価額の下落要因を教えてください。

A2 2018年1月以降の基準価額の下落の主な要因は、①保有債券の価格の下落(利回り上昇)と②分配金の支払いによるものです。

- 2018年1月～2018年12月の期間における(為替ノーヘッジ型)の基準価額の変動要因をみると、安定的な収入が期待される債券のインカム(利息収入等)は256円とプラスに寄与しました。
- 一方で、キャピタル(売買損益等)は354円とマイナス寄与となりました。これは米国が2015年から2017年までの5回の利上げに続き、2018年にも4回の利上げを行ったことを受け、保有債券の価格が下落(利回りは上昇)したことが影響しました。また、お支払いした分配金は合計額で840円(1万口当たり、税引前)となり、基準価額の下落要因となりました。
- 結果として、その他の要因を含めた当該期間の基準価額は1,185円の下落となりました。

<(為替ノーヘッジ型)の基準価額の変動要因>

(2018年1月～2018年12月)



(注1) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 上記数値は、簡便法により当該期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

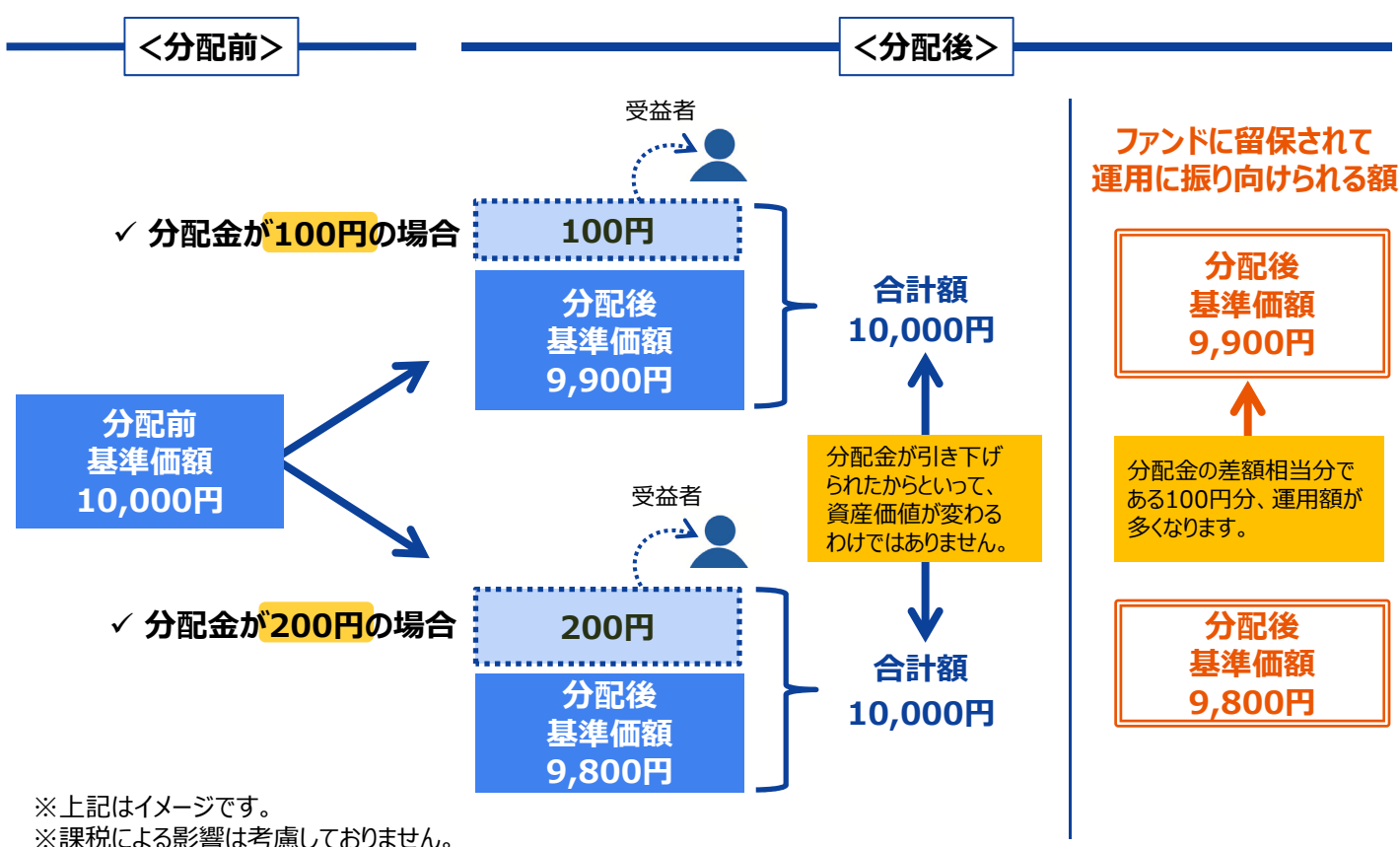
※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは10ページおよび各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

Q3 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

A3 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、分配金の減額相当分がファンドの純資産に留保され、その分だけ基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

<分配金引下げと基準価額のイメージ>



Q4 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

A4 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 今後も、継続的な分配を目指すことは変わりません。ただし基準価額水準や市況動向等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

Q5 米国社債の投資環境と今後の運用方針について教えてください。

A5 当ファンドが投資する高格付け社債のスプレッドは中期的には安定推移を見込んでいます。当ファンドは債券価格の値上がり益による“最終利回り+α”のリターンを目指した運用を行っていく方針です。

<米国社債の投資環境>

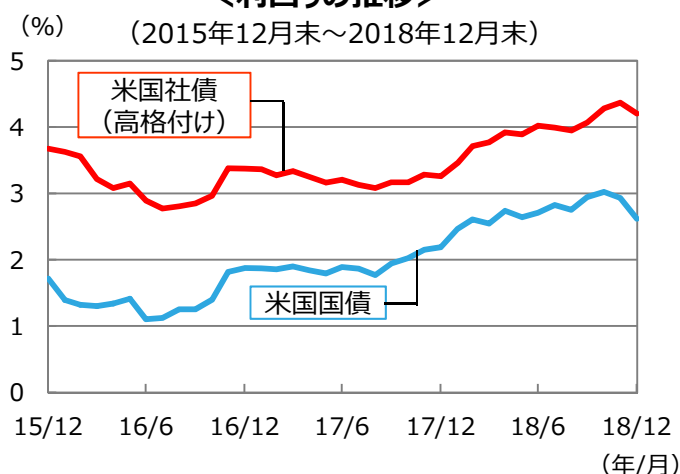
- 米国景気は拡大基調が続いており、雇用情勢は堅調です。一方、長期金利の上昇や関税をはじめとした通商問題が影響して生産活動は減速しており、長期金利はもみ合いの動きを想定しています。華為技術（ファーウェイ・テクノロジー）の最高財務責任者（CFO）逮捕をきっかけに米中間の通商交渉がこじれる可能性も生じており、今後貿易摩擦が激化し、さらに経済にネガティブな影響を与える場合には、金利低下の材料と捉えられそうです。
- 社債スプレッドは、株式市場やエネルギー価格の下落を受けて低格付け社債では拡大傾向が見られます。しかしながら、当ファンドが投資するA格以上を中心とした高格付け社債では拡大傾向も限定的であり、発行企業のファンダメンタルズ（業績、財務内容などの基礎的諸条件）も良好であることから、中期的には安定推移を見込んでいます。利上げが行われた米国と比較して日本や欧州では依然として低金利環境が続いており、相対的に利回りが高い米国社債の投資魅力は引き続き高いと考えています。

<今後の運用方針>

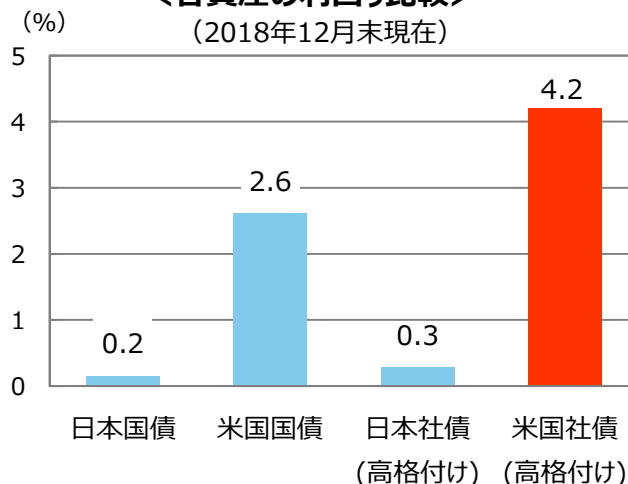
- 当ファンドは、主に米国の企業が発行する社債（米ドル建て）へ投資を行っています。2018年は米国景気が好調であったことから米国企業は売上げを伸ばし、税引き後利益やキャッシュフロー創出力（現金を生み出す力）が向上されたことで信用力の改善が進みました。特に、海外子会社からの配当に対する配当課税の廃止で海外で稼いだ現金を米国へと還流させることができるようになったことは、テクノロジーセクターを中心としたグローバル企業の社債発行を減少させ、信用力の改善に寄与しました。一方で、ダウ・デュポンのように企業を分割することで企業価値を高めようという動きもありましたが、これは企業規模の縮小や事業分散の低下を招き、信用力を損なうことにつながりやすいとも言えます。足元では資本財セクターでこうした動きが強まりやすいとみています。以上の分析を当ファンドの業種配分や個別銘柄選択に活かしていく方針です。
- 米国国債の利回りはフラット化が進みましたが、米国社債の利回りはスティーブな形状（年限が長いほど利回りが高い）が続いています。そのため、社債利回りは残存期間が短くなるとともに低下し、価格は上昇していきます*。政策金利の引き上げについては休止局面が近づいたとの観測が高まる中、中長期セクター全般に投資妙味が高まりやすい状況にあり、当ファンドは債券価格の値上がり益による“最終利回り+α”のリターンを目指した運用を行っていく方針です。

*ある債券を1年間保有した場合、利回り曲線（イールドカーブ）が変わらない前提です。

<利回りの推移>



<各資産の利回り比較>



(注) 日本国債はFTSE日本国債インデックス、米国国債はFTSEアメリカ国債インデックス、日本社債（高格付け）はNOMURA-BPI事業債指数、米国社債（高格付け）はブルームバーグ・バークレイズ・米国社債（投資適格）インデックスの最終利回りを使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

Q6 円/米ドルの見通しについて教えてください。

A6 当面は不安定な動きが続きやすいものの、中期的には拡大した日米の金利差が米ドルの下支え要因となりやすく、もみ合いの展開を想定しています。

- 2018年の年末から2019年の年初にかけてはリスクオフ（リスク回避）の動きが広がり、米ドル安円高の動きとなりました。当面は不安定な動きが続きやすいものの、中期的には拡大した日米の金利差が米ドルの下支え要因となりやすく、もみ合いの展開を想定しています。

<円/米ドルの推移>

(2015年12月末～2018年12月末)



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

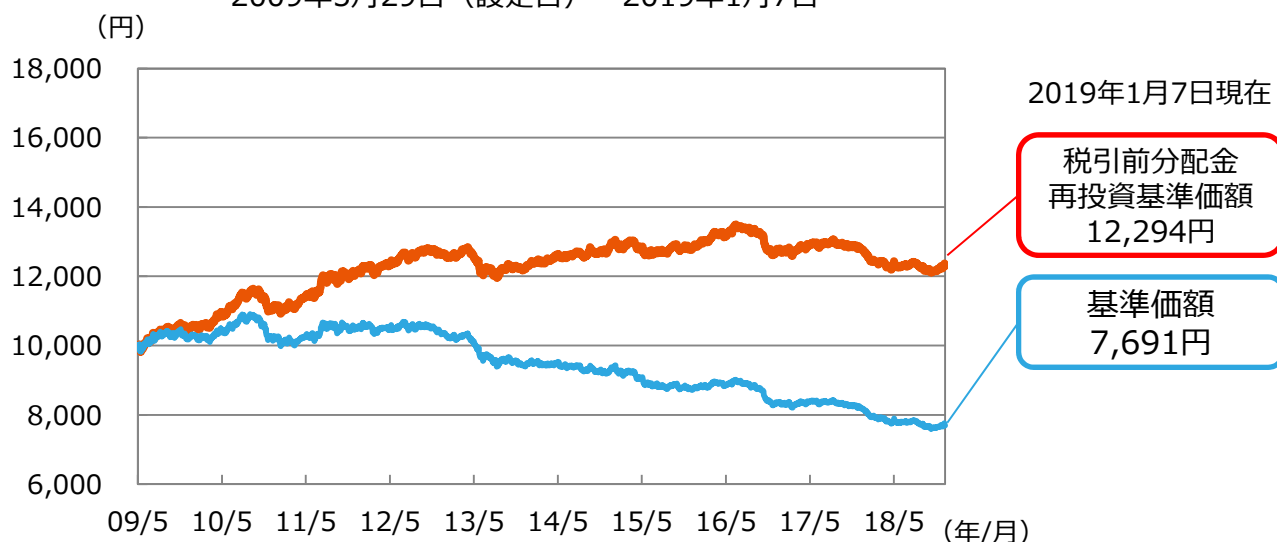
※ 上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ 上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

基準価額の推移

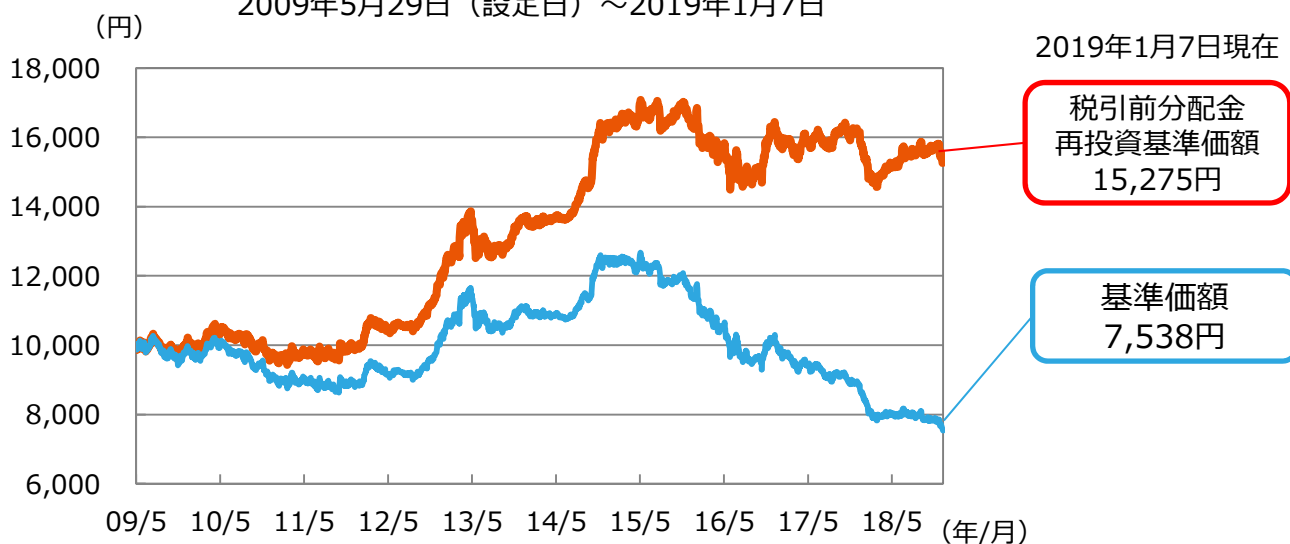
(為替ヘッジ型)

2009年5月29日（設定日）～2019年1月7日



(為替ノーヘッジ型)

2009年5月29日（設定日）～2019年1月7日



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは10ページおよび各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

<ファンドの特色>

1. 高格付社債（米ドル建て、投資適格社債*）へ投資します。
 - コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて行います。
 - 一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF（上場投資信託）、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。* 投資適格社債とは、主要格付機関による格付けが、BBB格相当以上の社債をいいます。
 2. 投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、業種配分等にも配慮します。
 - 通常A格相当90%以上（BBB格相当10%程度）の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとします。
 - ・上記比率は実質組入債券評価総額に対する比率です。
 - ・上記の格付けは、原則としてS&P、ムーディーズ等の主要格付機関により付与された格付けとし、A格相当はA-/A3、BBB格相当はBBB-/Baa3まで含めます。
 - ・取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3か月以内に売却するものとします。
 - 業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種（電力、通信、運輸、食品および日用品等を供給する業種）を中心に投資します。ただし、経済、市場環境等が変化した場合には安定業種の内容を変更する場合があります。
 3. （為替ヘッジ型）

対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。

 - 実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。（為替ノーヘッジ型）

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 4. 毎月決算を行い、安定した分配を目指します。
 - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。※「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（為替ヘッジ型）においては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

【分配金に関する留意事項】

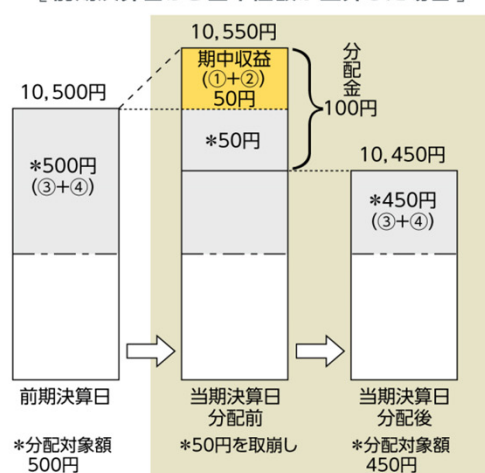
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



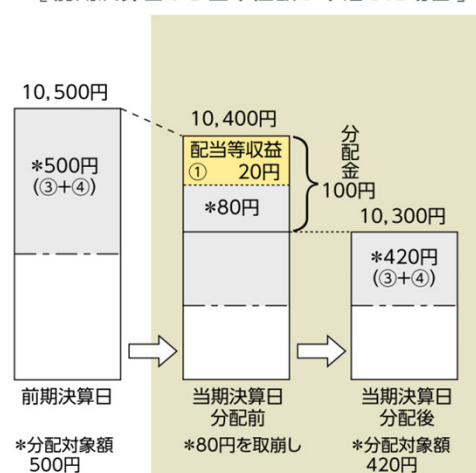
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

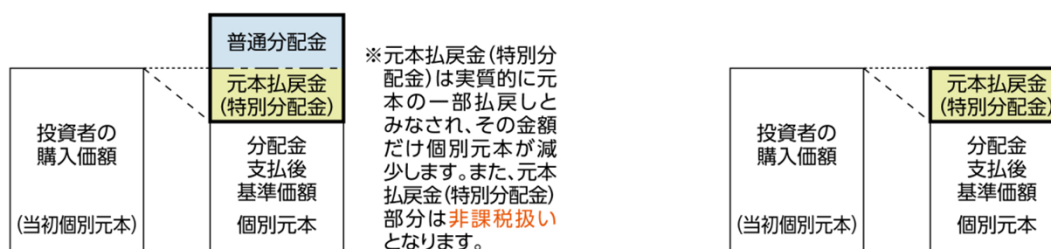
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ お申込みメモ（詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.15%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払します。
申込不可日	ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2009年5月29日から2029年5月7日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ ファンドの費用等（詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.24%（税抜き3.0%）を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じた額

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.0692%（税抜き0.99%） の率を乗じた額
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

■ 販売会社一覧（為替ヘッジ型）

販売用資料

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○
F F G証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○			
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○		
浜銀 T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第3号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○			※2
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第117号	○			○
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○			※2
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第19号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第2号	○			○

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。 ※2：ネット専用

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融 商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○			※3
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第57号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第63号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○			
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○		○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○		○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第6号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○		○	
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号				※4
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○			
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号				
柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第242号				
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○			
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第34号				
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号				
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号				※2
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号				
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第7号				
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○			
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号				
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号				
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○			
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○			
西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第29号				

※2：ネット専用 ※3：新規の募集はお取り扱いしていません。

※4：2019年1月21日に合併し、浜松磐田信用金庫（登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号）になる予定です。

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融 商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
浜松信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					※4
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○				
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号					
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○				
結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第228号					

※4：2019年1月21日に合併し、浜松磐田信用金庫（登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号）になる予定です。

■ 販売会社一覧（為替ノーヘッジ型）

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融 商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○		
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※5
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
F F G証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○			
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○				
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第3号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第7号	○				※6
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第117号	○			○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第6号	○				
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第19号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				

※5：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。 ※6：ネット専用

販売会社名	登録番号	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融 商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○				
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第12号	○			○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第6号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第199号					
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第24号					
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号					※7
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○				
柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第242号					
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○				
滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第79号					
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
しまね信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第27号					
白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第36号					
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○				
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○				
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第237号					
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号					
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○				
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○				
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号					
浜松信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					※7
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○				
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○				
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号					

※7：2019年1月21日に合併し、浜松磐田信用金庫（登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号）になる予定です。

「モーニングスター アワード ファンド オブ ザ イヤー 2015」
最優秀ファンド賞（債券型 部門） 受賞



※受賞はコーポレート・ボンド・
インカム（為替ノーヘッジ
型）のみが対象

「R & I ファンド大賞2017」
優秀ファンド賞（投資信託部門／北米債券） 受賞



※受賞はコーポレート・ボンド・インカム
（為替ノーヘッジ型）のみが対象

「コーポレート・ボンド・インカム（為替ノーヘッジ型）」は、2016年1月28日に発表された「モーニングスターアワード ファンド オブ ザ イヤー 2015」において、最優秀ファンド賞（債券型 部門）を受賞いたしました。当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2015年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。

債券型 部門は、2015年12月末において当該部門に属するファンド1,636本の中から選考されました。Morningstar Award “Fund of the Year 2015”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。

「コーポレート・ボンド・インカム（為替ノーヘッジ型）」は、「R & I ファンド大賞 2017」において、優秀ファンド賞（投資信託部門／北米債券）に選ばれました。選考は、「投資信託部門」では2015、2016、2017年それぞれの3月末時点における1年間の運用実績データを用いた定量評価がいずれも上位75%に入っているファンドに関して、2017年3月末における3年間の定量評価によるランキングに基づいて表彰しています。

定量評価は、「投資信託部門」では“シャープ・レシオ”を採用し、表彰対象は償還予定日まで1年以上の期間を有し、残高が30億円以上かつカテゴリ内で上位50%以上の条件を満たすファンドとしています。なお、「投資信託部門」では上位1ファンドを「最優秀ファンド賞」、次位2ファンド程度を「優秀ファンド賞」として表彰しています。

「R & I ファンド大賞」は、R & I が信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR & I が保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR & I に帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。

※ 上記の評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。